

社会福祉法人が行う書類の備え置き、届出、公表について

平成 30 年 4 月、近江八幡市作成

1 書類の備え置き・閲覧

社会福祉法人は、以下の書類を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなりません。

関係書類	主たる事務所への備え置き・閲覧の時期・期間 (従たる事務所への備え置き・閲覧の時期・期間)	法的根拠
定款	所轄庁の認可を受けたとき (同上)	法第 34 条の 2
計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間 (写しを定時評議員会の日の 2 週間前から 3 年間)	法第 45 条の 32
計算書類の附属明細書	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間 (写しを定時評議員会の日の 2 週間前から 3 年間)	法第 45 条の 32
事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間 (写しを定時評議員会の日の 2 週間前から 3 年間)	法第 45 条の 32
事業報告の附属明細書（事業報告の内容を補足する重要な事項）	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間 (写しを定時評議員会の日の 2 週間前から 3 年間)	法第 45 条の 32
監査報告（会計監査報告を含む）	定時評議員会の日の 2 週間前から 5 年間 (写しを定時評議員会の日の 2 週間前から 3 年間)	法第 45 条の 32
財産目録	毎会計年度終了後 3 か月以内に作成し 5 年間 (写しを 3 年間)	法第 45 条の 34
役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）	毎会計年度終了後 3 か月以内に作成し 5 年間 (写しを 3 年間)	法第 45 条の 34

報酬等の支給の基準を記載した書類	毎会計年度終了後3か月以内に作成し5年間 (写しを3年間)	法第45条の34
理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額	現況報告書に記載	社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について第6章(6)
現況報告書	毎会計年度終了後3か月以内に作成し5年間 (写しを3年間)	法第45条の34、同施行規則第2条の41
事業計画書(定款で作成することになっている場合)	毎会計年度終了後3か月以内に作成し5年間 (写しを3年間)	法第45条の34、同施行規則第2条の41
社会福祉充実残額算定シート	毎会計年度終了後3か月以内に作成し5年間 (写しを3年間)	法第45条の34、同施行規則第2条の41

2 書類の届出

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3か月以内(6月末まで)に、以下の書類を所轄庁に届け出なければなりません。

関係書類	法的根拠	届出に係る特記事項
計算書類(貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書)	法第59条第1項	財務諸表等電子開示システムに登録
計算書類の附属明細書	法第59条第1項	
事業報告(法人の状況に関する重要な事項等)	法第59条第1項	
事業報告の附属明細書(事業報告の内容を補足する重要な事項)	法第59条第1項	
監査報告(会計監査報告を含む)	法第59条第1項	
財産目録	法第59条第2項	財務諸表等電子開示システムに登録

役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）	法第 59 条第 2 項	
報酬等の支給の基準を記載した書類	法第 59 条第 2 項	
現況報告書	法第 59 条第 2 項	財務諸表等電子開示システムに登録
事業計画書（定款で作成することになっている場合）	法第 59 条第 2 項	
社会福祉充実残額算定シート	法第 59 条第 2 項	財務諸表等電子開示システムに登録
社会福祉充実計画	承認の申請（法第 55 条の 2 第 1 項） 変更の承認の申請（法第 55 条の 3 第 1 項） 軽微な変更の届出（法第 55 条の 3 第 1 項）	左記の申請や届出に該当する場合のみ

3 インターネットによる公表

社会福祉法人は、以下の書類について、インターネットを利用し遅滞なく公表する義務を負います。各法人は、法人ホームページ等によりこれらについて公表してください。

なお、公表の対象は、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くものとされています。公表にあたっては、個人又は利用者の安全に支障を来すおそれのある事項を除くなど十分に配慮してください。

関係書類	公表の時期	法的根拠	公表に係る特記事項
定款	法人設立の際、定款変更の認可を受けた際、並びに変更の届出を行った際に公表	法第 59 条の 2	
計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）	所轄庁への届け出をしたとき、遅滞なく公表	法第 59 条の 2 同施行規則第 10 条第 3 項	財務諸表等電子開示システムに登録

役員等名簿	所轄庁への届け出をしたとき、遅滞なく公表	法第 59 条の 2 同施行規則第 10 条第 3 項	
報酬等の支給の基準を記載した書類	評議員会の承認を受けたとき、遅滞なく公表	法第 59 条の 2	
理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬総額	現況報告書に記載	社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について第 6 章(6)	
現況報告書	所轄庁への届け出をしたとき、遅滞なく公表	法第 59 条の 2 同施行規則第 10 条第 3 項	財務諸表等電子開示システムに登録
社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場合のみ）	所轄庁に策定・変更の承認を受け、又は変更の届け出を行った場合、遅滞なく公表	社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 12(1)	財務諸表等電子開示システムに登録
社会福祉充実事業に係る実績	毎年度、社会福祉充実事業に係る実績の公表に努める	社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準 12(2)	

以上